



令和2（2020）年度 福岡労働行政のあらまし

FUKUOKA LABOUR BUREAU

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

令和2年12月版



令和2年度 福岡労働行政のあらまし 行政運営方針のポイントは

福岡労働局は、労働基準監督署(県内12署)、公共職業安定所(ハローワーク)(県内14所)を所管し、福岡において一元的に労働行政を推進する国(厚生労働省)の機関です。

令和2年度は

- ☞ 働き方改革の一層の推進・定着
- ☞ 高齢者、就職氷河期世代、若者、女性、外国人材などの活躍促進
- ☞ 新型コロナウイルス感染症が社会・経済活動に重大な影響をもたらす中での雇用・職場の安全確保

など、労働行政の共通・重点課題に、福岡の産業構造などの地域性を踏まえ、また、自治体、労使団体はじめ県内関係機関との緊密な連携の下、的確に対応してまいります。

目次

新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組み	2
福岡の労働行政を取り巻く状況	3
I 中小企業を中心とした働き方改革の推進による労働環境の整備と生産性向上の推進	5
● 働き方改革に取り組む中小企業への支援 ① チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」 ② 福岡働き方改革推進支援センター	
● 改正労働基準法等の周知及び支援	
● 第13次労働災害防止計画の概要 ～労働災害の減少を目指して～	
● 労働者の健康確保対策の推進 産業医・産業保健機能の強化 職業性疾病予防対策	
● 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 パートタイム・有期雇用労働法の施行 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 最低賃金の履行確保と賃金引き上げに向けた企業への支援	
● ハラスメント法制化に伴う総合的なハラスメント対策の推進	
● 治療と仕事の両立支援	
II 「就職氷河期世代活躍支援ふくおかプラットフォーム」を基盤とした就職氷河期世代への集中的な活躍支援	12
● 「ふくおかプラットフォーム」による支援のイメージ図	
III 高齢者、若者、女性、外国人等の多様な人材の活躍促進・育成の強化	13
● 高齢者の就労・社会参加の促進	
● 若者に対する就職支援	
● 女性の活躍推進	
● 障害者の就労促進	
● 外国人材の受入れ環境の整備	
● リカレント教育(生涯にわたり教育と仕事のサイクルを繰り返す教育制度)の充実	
● 人材確保対策の総合的な推進等	
IV 労働保険適用徴収業務の適正な運営	16
● 労働保険制度周知のためのPR動画を作成	

新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組み

福岡労働局では、新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用・労働に関わる影響を踏まえ、事業主、労働者への総合的支援を展開しています。

助成金（福岡労働局）

- **雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金**
(特例措置により助成率及び上限額の引き上げ等を行っています)
一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。
助成率：中小企業 4/5（解雇等行わなかった場合10/10）
大企業 2/3（解雇等行わなかった場合3/4）
※1日あたり日額15,000円が上限
- **新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金**
新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった労働者に対して、当該労働者の申請により支援金・給付金を支給します。
(※中小企業の労働者) ※1日あたり日額11,000円が上限
- **両立支援等助成金**
(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に要件を満たした有給休暇（年次有給休暇を除く）を5日以上取得させた場合に支給します。 ※上限額：100万円
(介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)
新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族の介護を行う休みやすい環境を整備した中小事業主を支援します。
※合計5日以上10日未満 20万円 合計10日以上35万円
1中小事業主あたり5人まで

助成金（厚生労働省）

- **小学校休業等対応助成金**
新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業した小学校等に通う子どもの保護者である労働者に年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた場合に支給します。
- **小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）**
新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業した小学校等に通う子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

助成金以外（企業への働きかけ等）

- **特別休暇導入支援**
- **妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備**
- **男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理の措置に関する助言・指導**
- **労働保険料等の猶予制度**

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

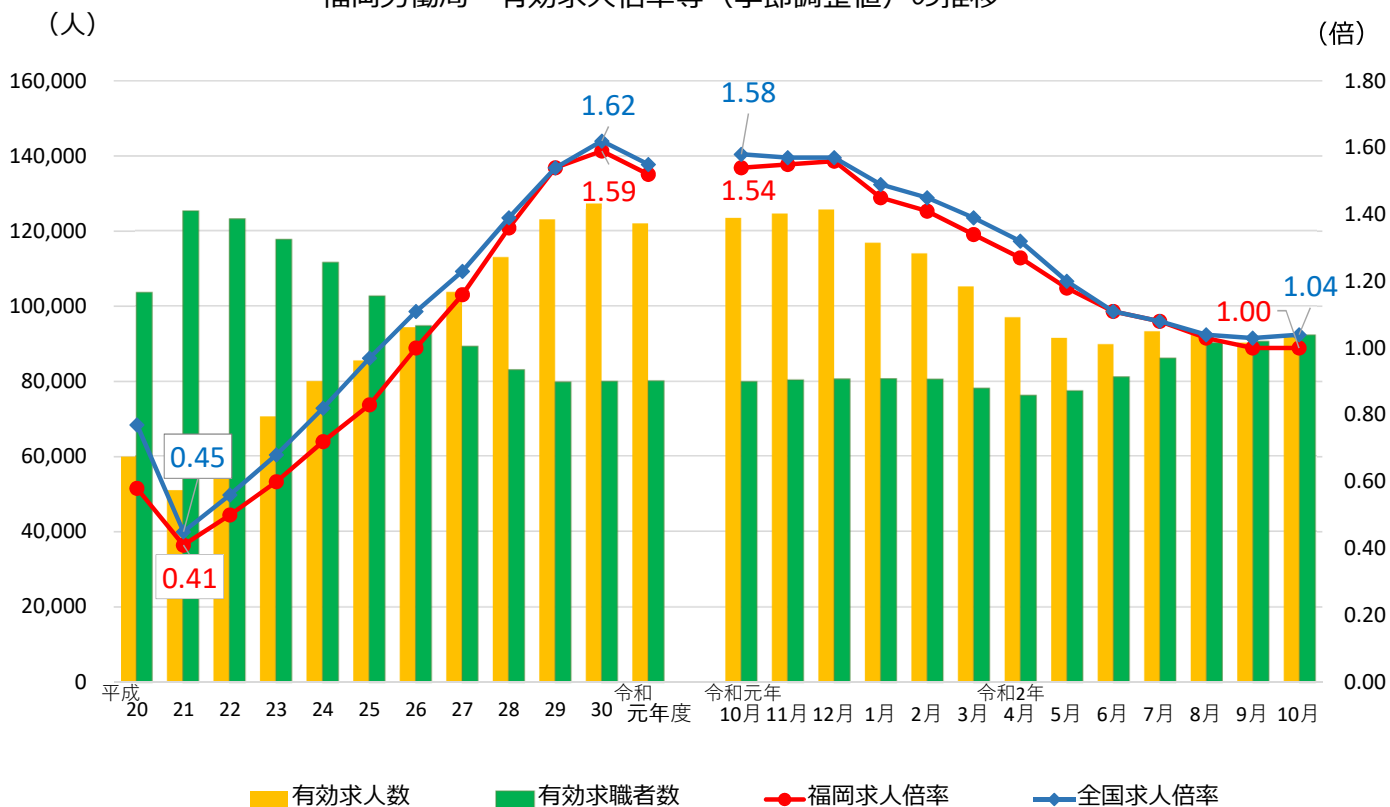
福岡労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を令和2年2月14日（金）から開設しています。新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・休業・雇用調整助成金等の雇用に関するご相談については次の特別労働相談窓口をご利用ください。

相談内容	相談窓口	住所	電話番号
○労働条件に関する相談 (解雇・雇止め、内定取消、休業、休業手当、特別休暇等)	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764 (直通)
	福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー	福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署 4階	092(761)5600 (直通)
○雇用調整助成金に関する相談	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィクスセンタービル2階	092(402)0537 (直通)
	福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎 1階	093(616)0860 (直通)
	●福岡労働局内一部のハローワーク 【相談・申請受付】 ハローワーク飯塚・大牟田・久留米・小倉 【相談】 ハローワーク福岡中央・直方・田川・行橋・福岡東・八女・朝倉・福岡南・福岡西		
○求人・雇用保険等に関する相談	福岡中央公共職業安定所 特別労働相談窓口	福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所 3階	092(712)8609 (代表)
○新卒者内定取消等に関する相談	福岡新卒応援ハローワーク 特別相談窓口	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル 12階	092(714)1556 (直通)
	北九州新卒応援ハローワーク（小倉） 特別相談窓口	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 2F	093(512)0304 (直通)
	北九州新卒応援ハローワーク（八幡） 特別相談窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡公共職業安定所内	093(622)6690 (直通)
○派遣労働者に関する相談	福岡労働局職業安定部 需給調整事業課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 1階	092(434)9711 (直通)
○母性健康管理措置等に係る相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階	092(411)4894 (直通)
○小学校休業等対応助成金に係る相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階	092(411)4764 (直通)

福岡の労働行政を取り巻く状況

雇用情勢

福岡労働局 有効求人倍率等（季節調整値）の推移



各種雇用指標

福岡県：赤字
全国：青字

若者の雇用状況

学校卒業予定者の就職内定率

(令和2年10月末現在)

高校 **61.6%** (対前年比 **16.6** 点低下)

78.2% (対前年比 **1.6** 点低下)

大学 **56.0%** (対前年比 **8.2** 点低下)

64.2% (対前年比 **1.0** 点上昇)

女性の雇用状況

雇用者総数に占める割合

(平成27年現在)

47.4% (雇用者総数約 **91** 万人)

43.1% (雇用者総数約 **2,842** 万人)

(平成27年「国勢調査」)

高齢者の雇用状況

高齢者雇用確保措置実施企業数

※希望者全員が65歳以上まで働ける企業

(令和元年6月1日現在)

6,465 社 (**100.0%**)

161,117 社 (**99.8%**)

障害者の雇用状況

法定雇用率(2.2%)を達成している

企業の割合

(令和元年6月1日現在)

50.6% (対前年比 **1.5** 点上昇)

48.0% (対前年比 **2.5** 点上昇)

外国人の雇用状況

外国人労働者数

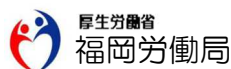
52,530 人 (対前年比 **13.5** 点上昇)

(令和元年10月末現在)

1,658,804 人 (対前年比 **13.6** 点上昇)

ウィズ・ポストコロナに対応した雇用就業機会確保

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、事業主、労働者、求職者への支援のための「福岡労働局雇用就業機会確保プラン」を策定し、雇用の維持や再就職に向けた支援の取組を進めます。



ウィズ・ポストコロナに対応した 福岡労働局雇用就業機会確保プラン

○ 雇用の維持・失業予防に向けた支援

▶ 雇用調整助成金等による雇用維持への取組の支援

○ ハローワークにおける再就職支援

▶ 求人者に対する重点支援

- ・ 良質求人の量的確保のための求人開拓の実施
- ・ 魅力ある求人票の作成支援等求人充足対策の推進
- ・ 人材確保対策コーナー等におけるマッチングイベント開催、関係団体と連携したマッチング

▶ 求職者に対する重点支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者に対する担当者制による就職支援
- ・ 業種・職種を超えた転換を伴う就職支援の促進

〈今後の主な雇用機会確保対策〉

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| * 中小企業を対象とした合同会社説明会 | R3.1.26 久留米シティプラザ（16社参加） |
| * 福岡WEB合同会社説明会 | R3.1.29 福岡ファッションビル（30社参加） |
| * 就職氷河期世代合同企業説明会 | R3.2予定 福岡・北九州各1回（各回30社程度） |

※ 福岡県の年代別・対象別就職支援センターの求人開拓、セミナー、ミニ面接会等とも連携

○ 雇用過剰企業と人手不足企業との間での雇用シェアの活用による雇用維持に向けた支援

▶ 公益財団法人産業雇用安定センター、福岡県との連携による在籍型出向制度の重点的周知

- ・ 経済団体等への制度の周知、活用促進に向けた要請活動、企業向け制度説明会の開催

雇用就業機会確保プランの取組（合同会社説明会）

「福岡労働局雇用就業機会確保プラン」に基づき、求職者への再就職支援のための合同会社説明会を、新型コロナウイルス感染症の対策をしっかりと行った上で開催しています。

参加無料 履歴書不要

事前予約が必要です。
※予約方法は裏面をご覧ください。

予約制 合同会社説明会

2021年
1月26日（火）

【開催時間】
14:00～16:30
【求職者受付】
13:00～16:00

会場 久留米シティプラザ 2F 展示室
(久留米市六ツ門町8-1)

参加企業 16社 定員 70名 参加対象者 2021年3月大学等卒業予定者、
※要予約 3年以内の卒業生、40代前半までの求職者



令和3年 新規大学等卒業予定者 福岡労働局委託事業

福岡WEB合同 会社説明会

令和3年
1月29日（金）

★参加対象者
令和3年3月大学等卒業・修了予定者、大学等卒業・修了
3年以内の方、35歳未満の求職者

11:00～17:30

参加無料 事前申込制

自宅等からパソコン、スマホ、タブレットを
使って参加できます! (Zoomアプリ使用)



サービス業等合同会社説明会
(令和2年11月18日)

I 中小企業を中心とした働き方改革の推進による労働環境の整備と生産性向上の推進

働き方改革に取り組む中小企業への支援

①チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」

県内における働き方改革を推進するため、経済団体、労働者団体、専門家団体、地方公共団体及び国の機関で構成する『チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」』を設置し、働き方改革の意義に関する情報発信などの活動を展開しています。



(令和2年2月に開催された本会議)

構成メンバー

【経済団体】

福岡県経営者協会
福岡県商工会議所連合会
福岡県商工会連合会
福岡県中小企業団体中央会
福岡銀行協会

【労働者団体】

日本労働組合総連合会福岡県連合会

【専門家団体】

福岡県社会保険労務士会
福岡県中小企業診断士協会
日本産業カウンセラー協会九州支部

【地方公共団体】

福岡県

【国の機関】

経済産業省九州経済産業局
厚生労働省福岡労働局 (順不同)

令和2年度においては、第1回実務者委員会が10月に開催され、コロナ禍における企業及び労働者の状況並びに今後の活動に対する意見交換を行いました。

②福岡働き方改革推進支援センター

「福岡働き方改革推進支援センター」を設置し、働き方改革に取り組む中小企業等をワンストップで支援しています。(長時間労働の是正、同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃上げ、人手不足解消に向けた雇用管理改善の4つの取組を支援します。)

個別訪問による相談支援(社会保険労務士等)

社会保険労務士等の専門家が改善提案を行います。

セミナーへの講師派遣(集合型、WEBセミナー)

事業主の皆さまへ

「働き方改革」推進！ セミナー開催のお知らせ

参加料
無料

福岡働き方改革推進支援センターでは、「働き方改革」に関するセミナーを実施しています。

今回のテーマは・・・「同一労働、同一賃金について」

◇ 同一労働同一賃金とは

同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

社会保険労務士等の専門家が、「同一労働、同一賃金」にどのように取り組めばよいか、具体的な事例をふまえてわかりやすく説明をします。

福岡働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省福岡労働局委託事業〉
<https://public.lec-jp.com/hataraki-fukuoka/>

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



中小企業・
小規模事業者の
みなさまへ

厚生労働省 福岡労働局

働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援センターでは、
中小企業・小規模事業者等でも導入が難しいとされている
「同一労働同一賃金」の導入を支援しています。
「働き方改革」の取組により、賃上げを実現するだけでなく、
まずは専門家に相談しましょう。

相談
無料

「働き方改革」 対応できていますか？

1 時間外労働の上限規制	2 同一労働同一賃金 中心企業は、2021年4月1日より施行 非正規労働者は2024年4月1日より	3 有給休暇年5日取得
-----------------	--	----------------

「労務管理」「賃金制度」など、専門家等(社会保険労務士)に相談してみましょう!!

賃上げを高める賃上げ策 「同一労働同一賃金ガイドライン」などを参考にした 非正規雇用労働者の待遇改善について	生産性の向上 最低賃金の引上げに向けた 生産性向上など取組策について
労働時間の見直し 時間外労働を削減するための 働き方の効率化や、業務の再編に 対応した業務体制の確立について	有給休暇の活用 利用可能な有給休暇に際する アドバイスや、 その申請方法について
人手不足の対策 人材の確保・育成を目的とした 雇用調整助成金など、 人材不足への対応について	

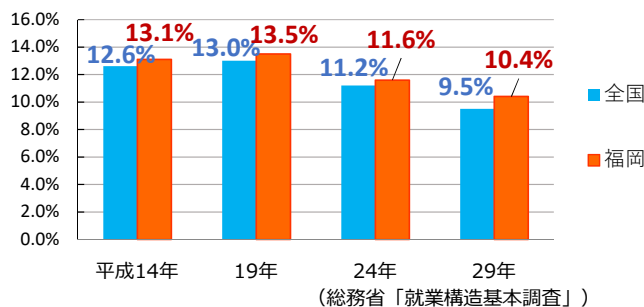
改正労働基準法等の周知及び支援

令和2年4月に中小企業にも適用された時間外労働の上限規制の確実な浸透に向けて、労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」の利用勧奨や「労働時間相談・支援班」による説明会、個別訪問等きめ細やかな相談・支援を実施します。

週60時間以上働いている労働者の割合

目標 2020年までに5%以下

(政府及びチャレンジふくおか「働き方改革推進会議」における目標)



「働き方改革関連法説明会」
(令和2年12月18日)

「36協定作成研修会」や「事例発表会」等、具体的な対応方法について**分かりやすい説明会**の開催、**企業のニーズに応じた訪問支援**を実施します。

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため
労働時間相談・支援コーナー
を設置しています。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ① 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

就業時間を減らしたいとは思いますが、どうすればいいんだろう？

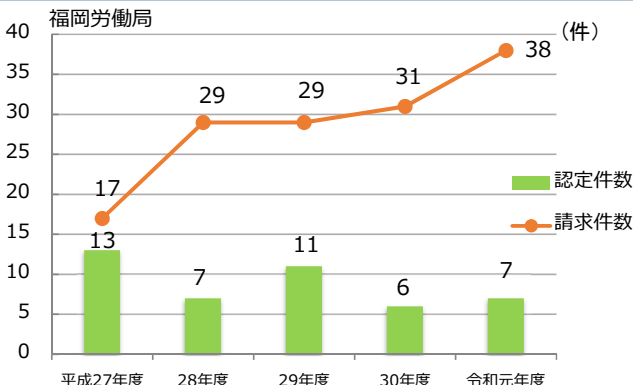
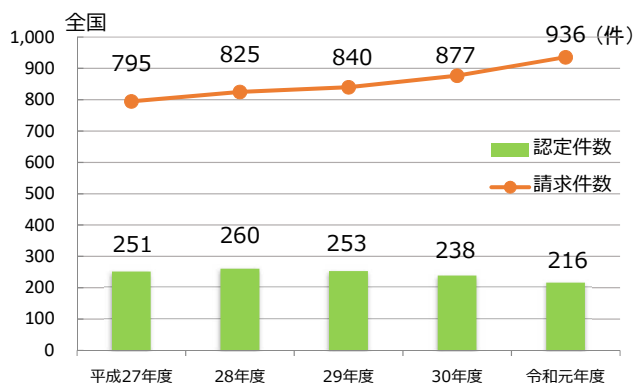
有給休暇をうまく使いたいのはやまやまなんですけど...

うちの会社の労働時間制度は、このままでいいのかな...？

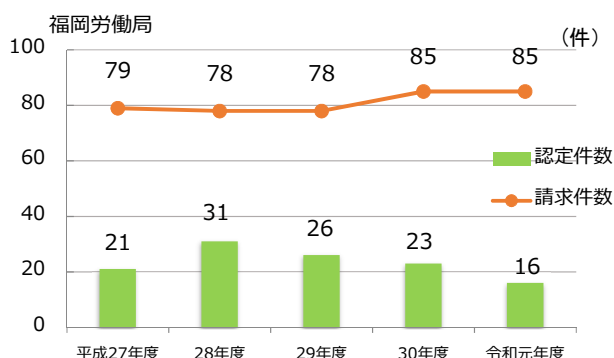
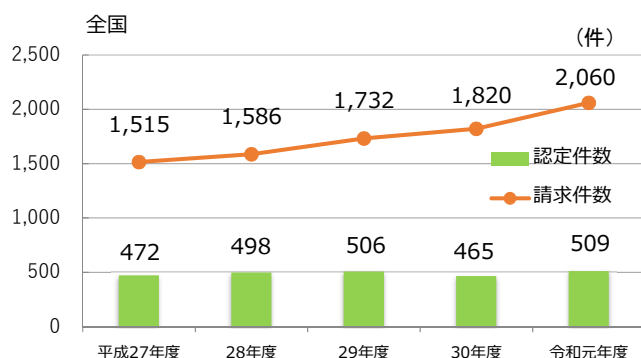
このようにお悩みではないですか？
個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

脳・心臓疾患及び精神障害にかかる労災請求件数は増加傾向にあることから、職場における長時間労働抑制、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の一層の推進を図ります。

脳・心臓疾患の労災請求、認定状況



精神障害の労災請求、認定状況



(注) 当年度請求事案に対する認定件数とはなっていない

第13次労働災害防止計画（5か年計画）の中間年となる令和2年度は、目標達成に向けて建設業、製造業、陸上貨物運送業、林業、第三次産業を重点に就業構造の変化を踏まえた対策に取り組めます。

計画期間

平成30年度から令和4年度
まで5か年

計画の目標

死亡災害
15%以上減少

死亡災害:2013年～2017年までの死亡者総数と比較して、2018年～2022年までの死亡者総数で15%以上減少

死傷災害
7%以上減少

死傷災害:2017年の死傷者数と比較して、7%以上減少

計画の重点事項の具体的取組

(1) 死亡・重篤災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等起因する災害等の防止
- 陸上貨物運送事業における墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害等の防止
- 林業における伐木等作業の安全対策

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
 - ・ 第三次産業対策
 - ・ 転倒災害の防止
 - ・ 腰痛の予防
 - ・ 熱中症の予防
 - ・ 交通労働災害対策
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者の労働災害の防止

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

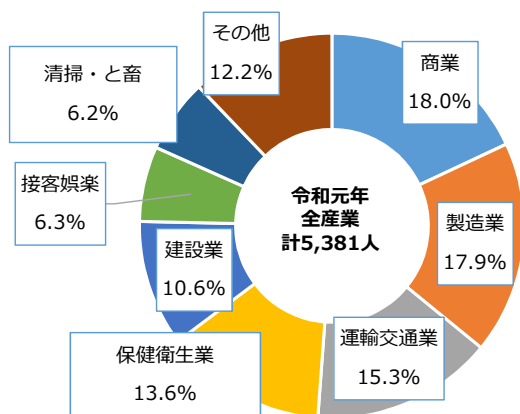
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 受動喫煙防止対策
- 粉じん障害防止対策

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

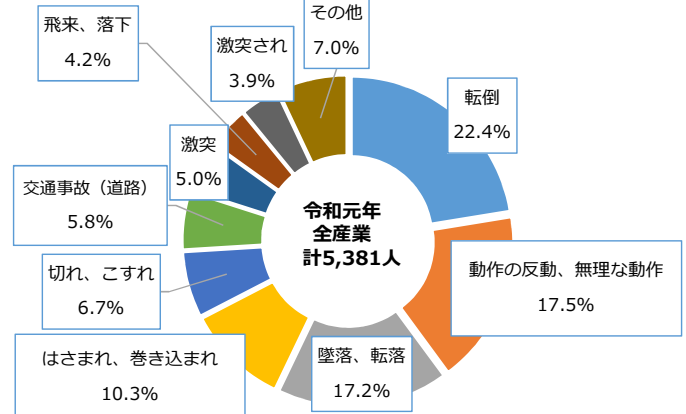
- 企業のマネジメントへの安全衛生の取組み
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進
- 業所管官庁等との連携の強化

労働災害発生状況と推移

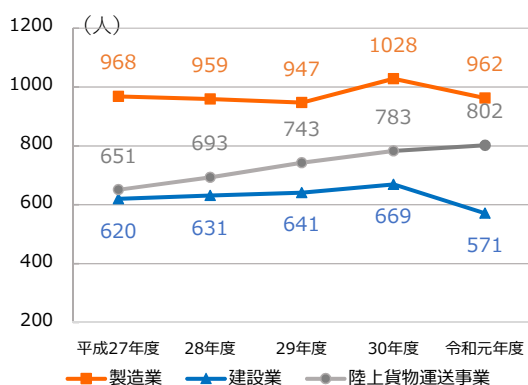
業種別労働災害発生状況



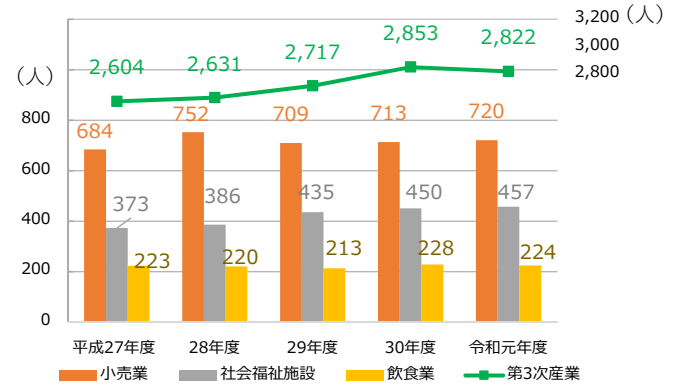
事故の型別労働災害発生状況



製造業・建設業・陸上貨物運送事業労働災害発生状況の推移



第三次産業の主な業種における労働災害発生状況の推移

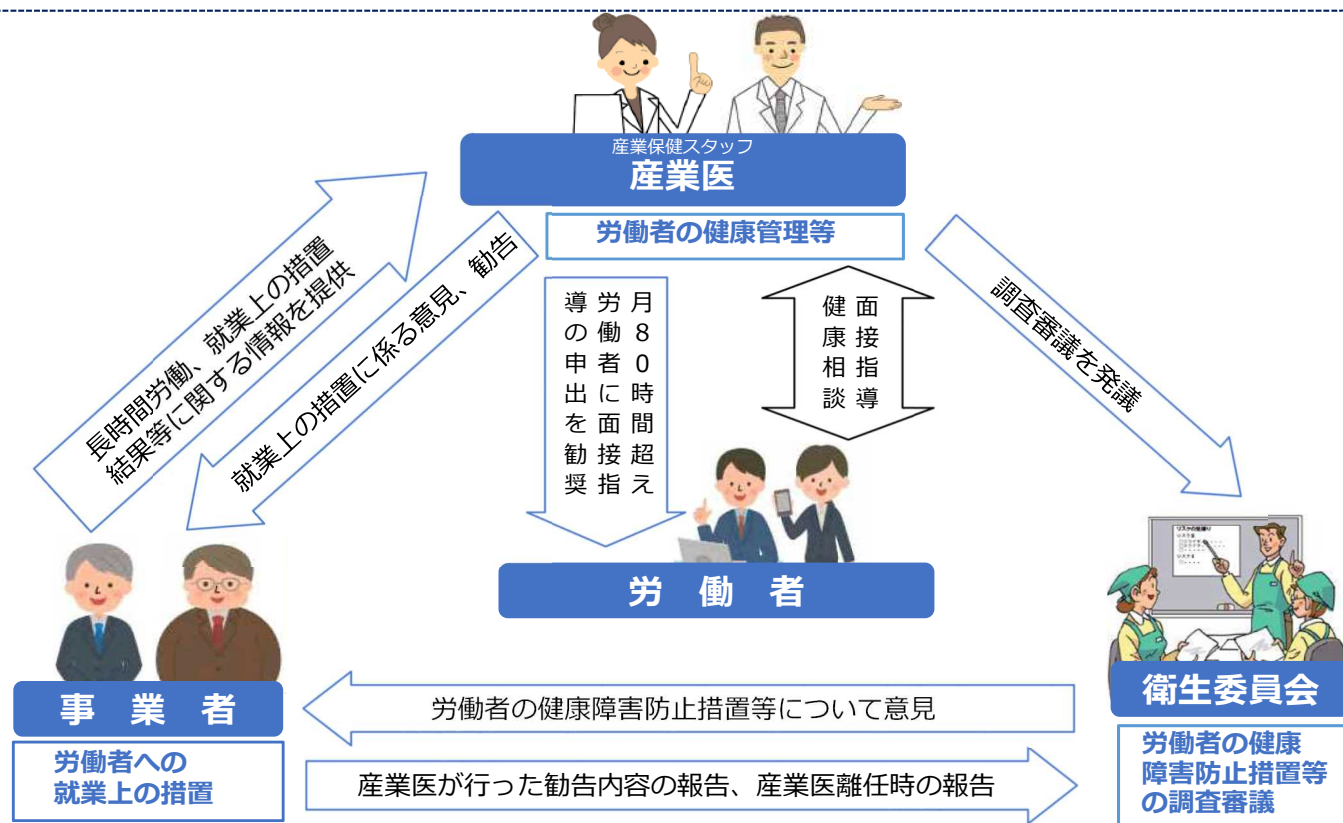


※令和元年確定値：労働者死傷病報告

労働者の健康確保対策の推進

産業医・産業保健機能の強化

労働安全衛生法の改正（平成31年4月施行）を踏まえ、管理監督者を含む全ての労働者の労働時間を把握し、産業医に情報提供する等、労働者の健康確保のための環境整備の強化に取り組みます。



職業性疾病予防対策

職場における新型コロナウイルス感染症予防、健康管理の強化について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、一進一退が続いており、このため事業者には①集団感染の封じ込め②基本的な感染予防の徹底③テレワークの活用④新しい生活様式の定着⑤接触確認アプリ（COCOA）の導入などの取組をお願いしているところです。

特に、クラスターの発生した事業場に対しては、感染症拡大を防止するためのチェックリストを活用いただき、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止の要請、労働者死傷病報告の提出及び労災請求の勧奨を行っています。

職場における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するためのチェックリスト



新型コロナウイルス 職場における「4つ」の対策ポイント ～職場での感染にご注意ください！～

換気

室内では
こまめに換気をしましょう

密

席や更衣室で、人と
適切な距離をとりましょう

共用

複数人での備品の共用は
できる限り避けましょう

休

体調が悪い場合は、
軽めの症状でも
休みましょう・休ませましょう

また、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの徹底をお願いします。

転倒防止啓発 福岡労働局2021カレンダー作成

「転倒災害」は、労働災害の中で最も多く発生し、高年齢労働者が被災者の7割以上を占めており、今後高年齢労働者の増加が見込まれることから、就業構造の変化及び働き方の多様化に適応した対策の推進という観点からも、労働災害防止に向けて重点的に取り組むことが必要です。

このような状況を踏まえ、高年齢労働者自身へ労働災害防止を呼びかけるため、1年を通じて使用が可能な「福岡労働局2021カレンダー」を作成し、ハローワークの窓口にて高年齢の来所者に直接配布します。

STOP! 転倒災害 FUKUOKA

近年、仕事・職場における **事故(労災)** が **増えています**
福岡県では、年間**5,381人**が被災しています(2019年)

最も多いのは、仕事に「転んでしまう」転倒事故

①水や油で濡れた床で **すべる**



②段差で **つまずく**



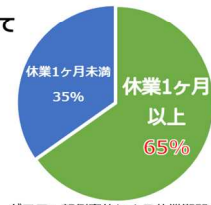
③階段を **ふみはずす**



日常でも起こりうる「**転倒**」によって
長期間働けなくなることも...

「**急ぐ時ほど落ち着いて**」

安心していきいきと働くための
社会作りを目指しています



グラフ：転倒事故による休業期間



2021 1月						
月	火	水	木	金	土	日
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

厚生労働省・福岡労働局・労働基準監督署・ハローワーク

厚生労働省
福岡労働局
2021 カレンダー
安心していきいき働ける
生涯現役社会の実現に向けて

石綿障害予防規則等の改正（令和2年10月から順次施行）… 周知徹底を図ります

改 正 前				改 正 後				
				※下線部分が改正内容				
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 揭示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業員に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）	計画届 （レベル2も計画届） ※十四日前	事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u> <u>資格者による調査</u> <u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u> 作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u> 揭示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任、作業員に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検 作業開始前、<u>中断時</u>の負圧点検 <u>隔離解除前の取り残し確認</u> 等
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前			レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材				
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 				<u>けい酸カルシウム板1種※2（破砕時）</u> <u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u> レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材				<u>隔離</u> ※負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等)に使用：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法の施行 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

パートタイム・有期雇用労働法が、大企業は令和2年4月1日（**中小企業は令和3年4月1日**）から、改正派遣労働法は企業規模に関わらず令和2年4月1日から施行されたことを踏まえ、法の履行確保を図るとともに、周知と中小企業への支援を行っています。また、有期労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進する取組みを実施した事業主に対する助成を行っています。

管内で把握した同一労働同一賃金の取組好事例

【B社 業種 サービス業】

正社員：13名

パートタイム労働者・有期雇用労働者：82名

有期雇用労働者の賃金を、正社員の職種別月額給を時間換算し
同一職種は同一の時間給で支給することとした。



福岡県立香椎高校の学生さんから同一労働同一賃金について取材を受けました（令和2年11月27日）

詳しくこちら



① パートタイム・有期雇用労働者

「パートタイム・有期雇用労働法が施行されます」



② 派遣労働者

「派遣労働者の同一労働同一賃金について」



最低賃金の履行確保と賃金引き上げに向けた企業への支援

地域別、特定（産業別）最低賃金については、周知・広報に努めるとともに、履行確保を図ります。賃金の引き上げとともに生産性の向上に取り組む事業主を支援しています。

地域別最低賃金	時間額(引上額)	効力発生日
福岡県最低賃金	842円(1円)	令和2年10月1日
特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業	976円	令和2年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927円	
輸送用機械器具製造業	944円	令和元年12月10日
百貨店、総合スーパー	889円	
自動車（新車）小売業	941円	令和2年12月10日



最低賃金審議会
会長（右）より
答申文を受取る
伊藤局長（左）
（令和2年8月3日）



業務改善助成金

○業務改善助成金のご案内はHPを！

各種制度助成金 福岡労働局

検索

URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>



最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される最低賃金審議会における審議・答申を踏まえ、労働局長が決定します。

ハラスメント法制化に伴う総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメント対策が6月1日より大企業に義務付けられたことから（中小企業は令和4年4月1日から）、法の履行確保と周知徹底を図るなど、総合的なハラスメント対策の取組を促進しています。



総合労働相談コーナー：局雇用環境・均等部指導課のほか各労働基準監督署のコーナーで相談を受けています

パワーハラスメントとは？

職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動であって
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③労働者の就業環境が害されるものであり
- ①～③までの要素を全て満たすもののこと。

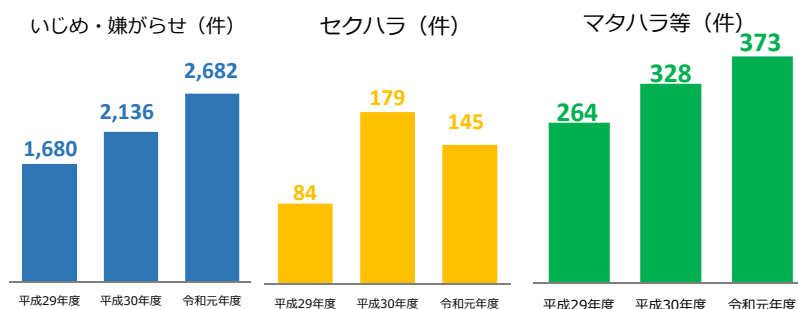
例：①を前提として、皆の前でささいなミスを経験し長時間大声で叱責された、話しかけても無視をする、クビにするぞと脅す等

「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置しています！！

期間 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント及びパワーハラスメントなど各種ハラスメントに係る労使からの相談を受け付けています。また、取引先や顧客等からの迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）や就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談等についても対応しています。

<相談件数>



※いじめ・嫌がらせ、総合労働相談コーナーにおける件数

セクハラ及びマタハラ等は、福岡労働局雇用環境・均等部指導課における件数

※マタハラ等とは、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

治療と仕事の両立支援

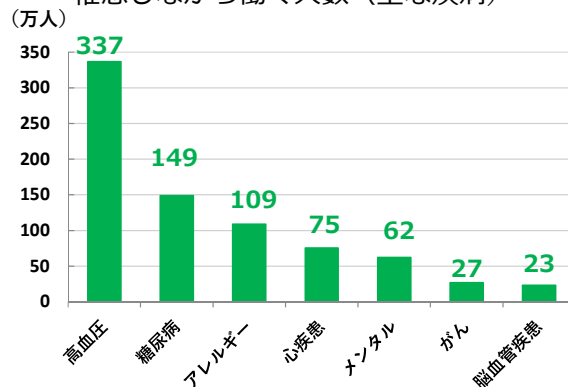
疾病を抱える労働者が治療と仕事の両立が図れるよう、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を図るなど、福岡県、関係団体と連携した取り組みを進めます。

取組の内容

- 両立支援に係る環境整備、取組連携に向けた地域推進プランによる推進
- 「福岡県地域両立支援推進チーム」参集者の取組連携
- 福岡産業保健総合支援センターとの連携
- 「福岡 治療と仕事の両立支援シンポジウム」の開催

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いています

罹患しながら働く人数（主な疾病）



厚生労働省平成25年度国民生活基礎調査



ポータルサイト（厚生労働省）
「治療と仕事の両立支援ナビ」で検索



URL
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/about/index.html>

Ⅱ 「就職氷河期世代活躍支援ふくおかプラットフォーム」を基盤とした就職氷河期世代への集中的な活躍支援

厚生労働省が策定した「就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、福岡県域における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、令和元年12月に「就職氷河期世代活躍支援ふくおかプラットフォーム」を設置、今後、令和2～4年度の3年間で集中的な取組みを進めます。



令和2年2月に開催された第2回会議においては、事務局の福岡労働局及び福岡県から構成メンバーに対して事業実施計画を提案するとともに、支援事例を発表しました。今後は、構成メンバーや関係機関と連携しながら、就職氷河期世代の方々の支援に取り組んでいくこととしました。

構成メンバー

【経済団体】

- ・福岡県経営者協会
- ・福岡県商工会議所連合会
- ・福岡県中小企業団体中央会
- ・福岡県商工会連合会

【労働団体】

- ・日本労働組合総連合会福岡県連合会

【支援団体】

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部
- ・一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会
- ・社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
- ・地域若者サポートステーション

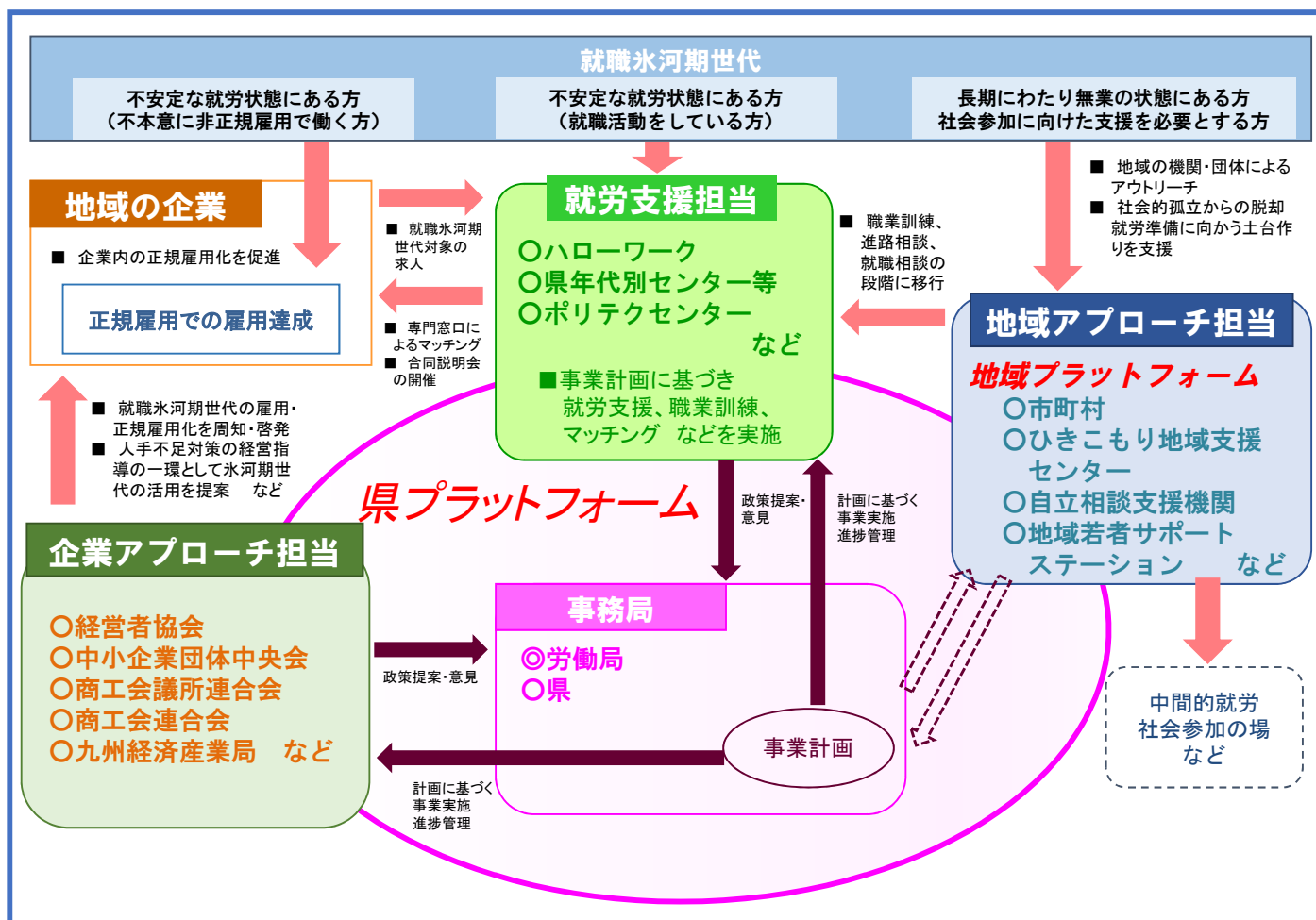
【地域】

- ・福岡県市長会
- ・福岡県町村会
- ・福岡市
- ・北九州市

【行政機関】

- ・九州経済産業局
- ・九州厚生局
- ・福岡県
- ・福岡労働局

「ふくおかプラットフォーム」による支援のイメージ図

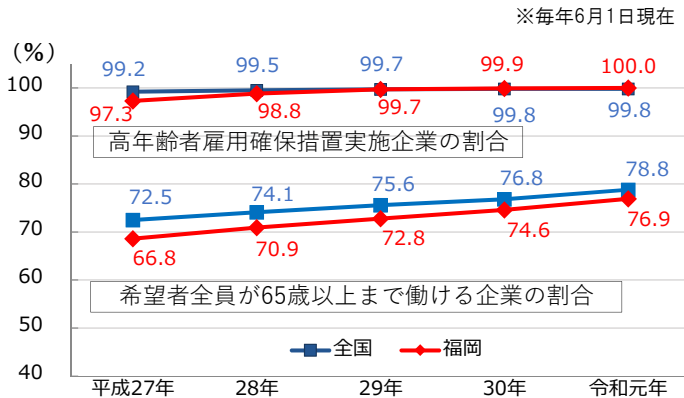


Ⅲ 高齢者、若者、女性、外国人等の多様な人材の活躍促進・育成の強化

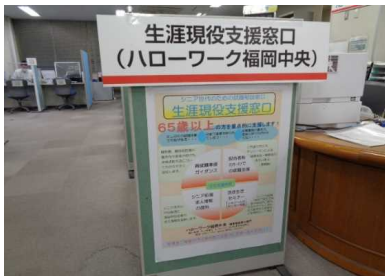
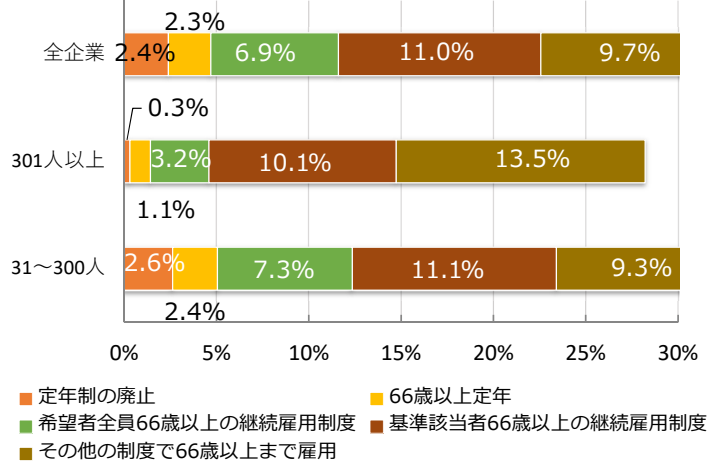
高齢者の就労・社会参加の促進

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、「70歳就業確保措置」の施行（令和3年4月）に向け、企業における65歳以上の定年引上げや66歳以上の継続雇用延長等の環境を整備します。

高齢者雇用確保措置の実施状況（全国・福岡）



66歳以上働ける制度のある企業の状況（福岡）



ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充

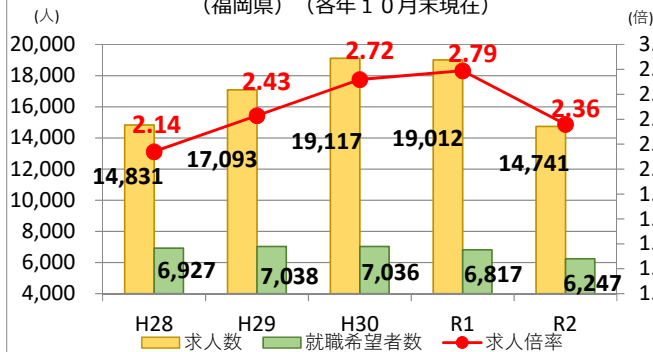
65歳以上の高齢求職者への再就職支援を行うハローワークの「生涯現役支援窓口」を既存の10所（福岡中央所ほか）に、新たに2か所（田川、八女）増設しました。

若者に対する就職支援

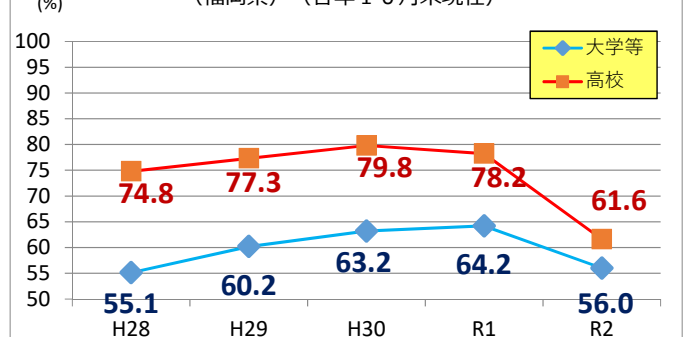
新卒応援ハローワーク等で新卒及び既卒おおむね3年以内の方を対象に担当者制によるきめ細かな個別支援、就職後の定着支援に取り組んでいます。

福岡わかものハローワークを中心にフリーターの方を対象として、各種セミナー等による就職準備から職場定着支援まで一貫したきめ細かな就職支援に取り組んでいます。

求人・求職状況等の推移（高校）
（福岡県）（各年10月末現在）



新卒者内定率の推移（高校・大学）
（福岡県）（各年10月末現在）



若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定（ユースエール認定）制度の取得勧奨を積極的に行うとともに、合同会社説明会等を開催し、地元中小企業との出会いの場を提供します。



ユースエール認定通知書交付式
（令和2年9月16日）



認定件数

福岡 15社
（令和2年11月末現在）
全国 744社
（令和2年9月末現在）

女性の活躍推進



えるぼし認定企業
(令和2年8月5日)
業種：都市ガス事業 1743人



えるぼし認定企業
(令和2年10月21日)
業種：小売業 1480人

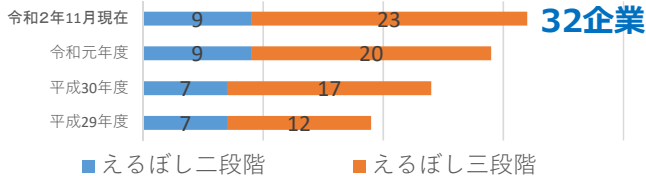
令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公開の義務が常時雇用労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されます。常時雇用労働者数が101人以上300人以下の事業主が施行日までに、行動計画の策定・届出、情報公表などの取組を実施するよう支援を行っています。

また、取組を進めている企業に対して、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に定めた基準を満たした場合に認定する制度を設けています。くるみん認定、プラチナくるみん認定、えるぼし認定を受ける企業は年々増加しています。



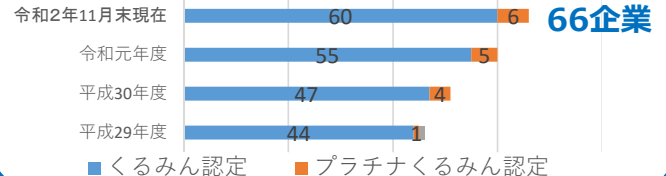
令和2年6月から女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（三段階のえるぼし認定）よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設しています。

認定件数の推移



くるみん認定を既に受けた企業のうち、より高い水準の取組みを行い一定の要件を満たした場合、優良「子育てサポート企業」としてプラチナくるみん認定を受けることができます。

認定件数の推移

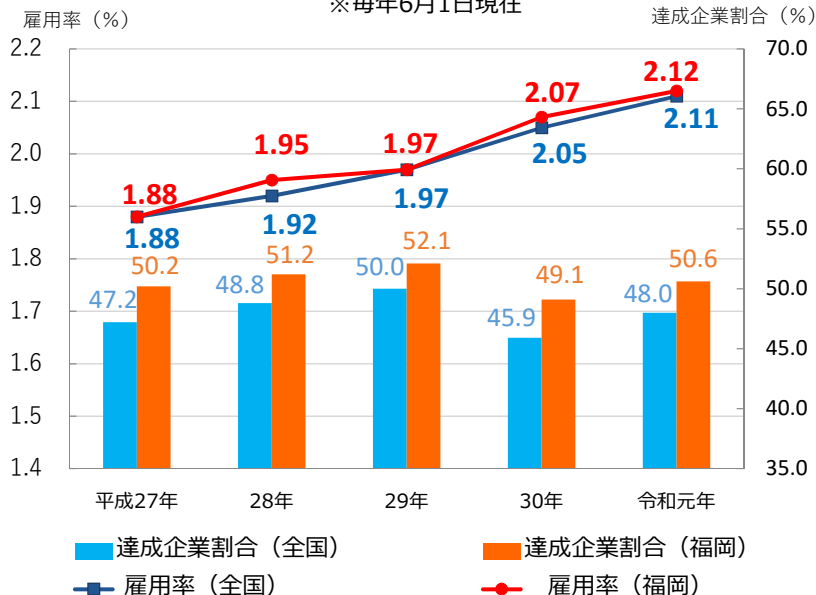


障害者の就労促進

ハローワークと地域の関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じたきめこまやかな求職者支援を実施しています。また、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業に対して、採用の準備段階から職場定着まで一貫したチーム支援等を実施するとともに、障害者雇用促進セミナー等を開催し、障害者の就業機会の拡大に取り組んでいます。

障害者雇用率と雇用率達成企業割合（民間企業）

※毎年6月1日現在



障害者の雇用の場拡大のため、障害者雇用積極的に事業所を対象とした「障害者雇用促進セミナー」を開催しています。
(令和2年11月27日開催)

外国人材の受入れ環境の整備

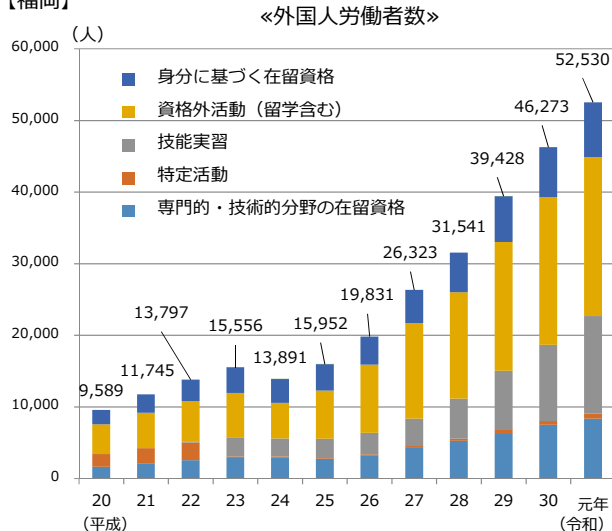
ア 事業主への支援

外国人労働者数・外国人雇用事業所数は過去最高を更新。新たに特定技能外国人の受入制度が進められる上で、外国人労働者の安定就労、適切な労働条件の確保、労働・社会保険への加入等のため、事業主に対して**外国人雇用状況届出**の周知や**外国人雇用管理指針**に基づく事業所訪問指導を実施、外国人労働者の雇用管理改善、不法就労の防止のための取組を実施。

イ 外国人求職者への支援

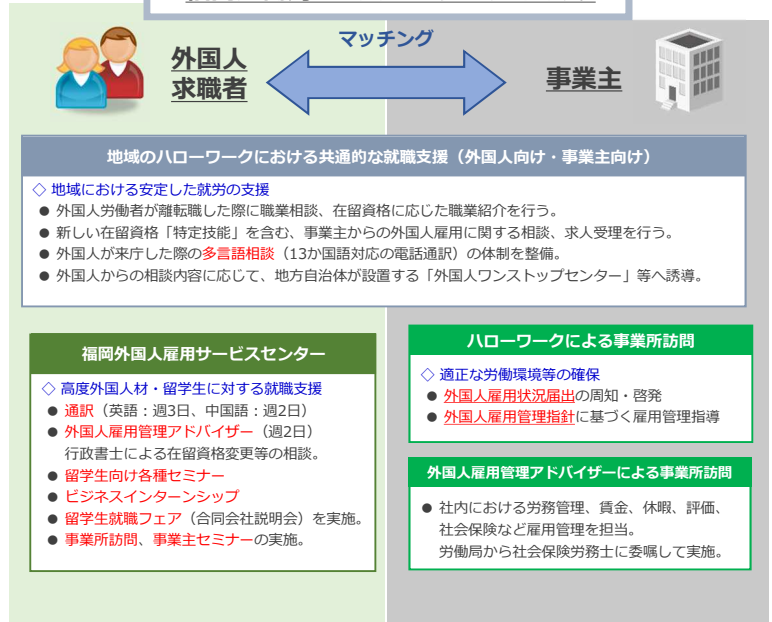
令和元年8月に九州・沖縄地域における専門的・技術的分野の外国人労働者や留学生の支援の中核的施設として全国で4番目となる「**福岡外国人雇用サービスセンター**」を開設。また、地域のハローワークにおいては、職員を介した電話通訳による**多言語対応**を実施、今年10月からは外国人が直接母国語で問い合わせができる「**ハローワークコールセンター多言語窓口（10ヶ国語）**」が開設され**3者通話**が可能になりました。更に今年8月からは「**携帯型翻訳機**」を配備、11月からは「**多言語パンフレット（11ヶ国語）**」を配布するなど、環境整備を進めています。

【福岡】



※本局「外国人雇用状況届出」令和元年10月末現在

福岡労働局 管内 ハローワーク（19拠点）



リカレント教育（生涯にわたり教育と仕事のサイクルを繰り返す教育制度）の充実

労働者・求職者の職業の安定に資するための職業能力開発、環境整備のための支援を実施しています。

一人ひとりのライフスタイルに応じたキャリア選択の支援

- キャリアコンサルタント（国家資格）が、ジョブ・カードを活用して相談・助言を行う
- セルフ・キャリアドッグ（企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することにより、従業員の主体的なキャリア形成を支援する総合的な取組）の導入支援を行う

労働者・求職者のリカレント教育機会の充実

- IT理解・活用力習得のための職業訓練の開発・実施
- 雇用保険に加入できない短時間労働者等への職業訓練コースの充実、訓練時間の下限見直し
- 企業がeラーニングを活用して従業員に対して行う教育訓練への助成
- 教育訓練給付の拡充（専門実践教育訓練給付の対象講座拡大、特定一般教育訓練についての指定基準の創設）
- 教育訓練の指導人材の育成

学び直しに資する環境の更なる整備

- 長期の教育訓練休暇制度を導入した企業への助成
- 新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高い教育訓練プログラムの開発等

転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立

- 「年齢にかかわらず転職・再就職の受入れ促進のための指針」策定

事業主・事業主団体の方へ

あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官

人材開発に取り組む事業主を支援します！ 「人材開発支援策」のご案内

【令和2年10月1日改訂版】

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、様々な支援策を用意しています。令和2年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク



ハロー・トレーニング
— 急がば学べ —



ポリテクセンター飯塚（住環境コーディネーター科）

人手不足分野である福祉・建設・警備・運輸分野のマッチング支援を強化するため、ハローワーク福岡中央・久留米・小倉の「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援に取り組んでいます。

**「介護・医療・保育
警備・建設・運輸」
イベントのご案内**

OPEN!

福岡県内のハローワークで開催する
「介護・医療・保育・建設・警備・運輸」
の各種イベントを
福岡労働局ホームページ（セミナー・イベント情報）
に掲載します！

こちらのQRコードから
アクセスできます→
<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/00370.html>

セミナー 面談会 事業所説明会 施設見学会 職場体験会

ご興味のある方、参加してみたい方は、イベントを実施するハローワークへお問合せください。

福岡労働局・ハローワーク



事業所PRボード（久留米所）



警備業セミナー（福岡中央所 令和2年11月27日）

Ⅳ 労働保険適用徴収業務の適正な運営

労働保険制度周知のためのPR動画を作成

労働保険制度は、労働者が安心・快適に働くことができる環境の整備と、働く意欲のあるすべての人たちの安定した雇用の実現を目指すために欠くことのできない制度です。

特に11月を労働保険適用促進強化期間と定め、当該制度の周知及び未手続事業解消を図るため、わかりやすいPR動画を作成し、地下鉄車両内のデジタルサイネージで放映しました。



**雇ったら
労働保険に加入！
お忘れなく**



福岡労働局 労働保険PR動画

福岡労働局の所在地及び連絡先

〒 8 1 2 - 0 0 1 3 福岡市博多区博多駅東 2 - 1 1 - 1 福岡合同庁舎新館 4 ～ 6 階					
総 務 部 (5 階)	総務課		情報公開、人事、福利厚生、会計、総務	TEL 092-411-4861 FAX 092-473-0736	
	労働保険 徴 収 課	徴収関係	労働保険料の徴収・収納	TEL 092-434-9831～9832 FAX 092-434-9823	
		適用関係	労働保険関係の成立、消滅	TEL 092-434-9833～9836 FAX 092-434-9824	
雇用環境・均等部 (4 階)	企画課		広報、各種制度の周知、助成金	TEL 092-411-4763 FAX 092-411-4895	
	指導課		総合労働相談 均等関係法令等に関する指導	TEL 092-411-4894 FAX 092-411-4895	
労働基準部 (4 階)	監督課		労働条件の確保 事業場の監督指導	TEL 092-411-4862 FAX 092-475-0183	
	安全課		労働災害の防止等	TEL 092-411-4865 FAX 092-411-4875	
	健康課		労働者の健康管理 作業環境の改善指導	TEL 092-411-4798 FAX 092-411-3517	
	賃金室		最低賃金及び最低工賃の決定等	TEL 092-411-4578 FAX 092-411-4875	
	労災補償課		労災補償等	TEL 092-411-4799 FAX 092-472-0410	
		労災補償課 分室 (※ 1)	労災医療費の審査	TEL 092-433-7225 FAX 092-414-0132	
職業安定部 (6 階)	職業安定課		職業紹介、雇用保険	TEL 092-434-9801～9804 FAX 092-434-9821	
	訓練室		求職者支援制度、職業訓練	TEL 092-434-9805 FAX 092-434-9821	
	職業対策課		高齢者・障害者等の雇用促進	TEL 092-434-9806～9807 FAX 092-434-9822	
		福岡助成金 センター (※ 2)	助成金の受付、相談	TEL 092-411-4701～4702 FAX 092-411-4703	
		福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 (※ 3)		TEL 092-402-0537 FAX 092-402-0541	
		福岡助成金センター 北九州雇用調整助成 金臨時窓口 (※ 4)		TEL 093-616-0860 FAX 093-621-3536	
	需給調整事業課 (※ 2)		労働者派遣事業の監督等	TEL 092-434-9711 FAX 092-434-9771	

※ 1 「労災補償課分室」の所在地

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル10階

※ 2 「福岡助成金センター」、「需給調整事業課」の所在地

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階

※ 3 「福岡助成金センター（雇用調整助成金分室）」の所在地

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィクスセンタービル2階

※ 4 「福岡助成金センター（北九州雇用調整助成金臨時窓口）」の所在地

〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎1階

労働基準監督署

- 1 事業場に対する監督指導
- 2 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
- 3 事業主等から提出される許可申請、認定申請
届出等の処理
- 4 申告・相談等に対する対応
- 5 機械設備の安全・衛生面の検査
- 6 災害調査の実施・統計調査の実施
- 7 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
- 8 労働保険の適用・徴収

公共職業安定所（ハローワーク）

- 1 仕事をお探しの方へのサービス
 - ① 窓口での職業相談・職業紹介
 - ② 求人情報の提供
 - ③ 雇用保険の給付
 - ④ 職業能力向上のための職業訓練等の相談
- 2 事業主の方へのサービス
 - ① 求人の受付・人材の紹介
 - ② 雇用保険の適用
 - ③ 雇用に係る助成金・給付金の支給
 - ④ 雇用管理サービス（障害者・高齢者の雇用など）

労働基準監督署所在地一覧

監督署名		所在地	電話・FAX番号	管轄
福岡地域	福岡中央	〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1	TEL 092-761-5607(方面) TEL 092-761-5608(安衛) TEL 092-761-5604(労災) FAX 092-761-5616	福岡市(東区を除く),春日市, 大野城市,筑紫野市,太宰府市,糸島 市,那珂川市
	福岡東	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26	TEL 092-661-3770(方面) TEL 092-687-5345(安衛) TEL 092-687-5346(労災) FAX 092-661-4178	福岡市東区,宗像市,古賀市, 福津市,糟屋郡
北九州地域	北九州西	〒806-8540 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	TEL 093-622-6550(方面) TEL 093-285-3790(安衛) TEL 093-285-3791(労災) FAX 093-622-6555	北九州市八幡東区,八幡西区, 戸畑区,若松区,中間市,遠賀郡
	北九州東	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 13-26	TEL 093-561-0881(方面) TEL 093-288-5611(安衛) TEL 093-288-5612(労災) FAX 093-561-1197	北九州市小倉北区,小倉南区
	北九州東 門司支署	〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18	TEL 093-381-5361 FAX 093-381-5363	北九州市門司区
	行橋	〒824-0005 行橋市中央 1-12-35	TEL 0930-23-0454 FAX 0930-23-0453	行橋市,豊前市,京都郡,築上郡
筑豊地域	飯塚	〒820-0018 飯塚市芳雄町 13-6	TEL 0948-22-3200 FAX 0948-22-3202	飯塚市,嘉麻市,嘉穂郡
	田川	〒825-0013 田川市中央町 4-12	TEL 0947-42-0380 FAX 0947-42-0382	田川市,田川郡
	直方	〒822-0017 直方市殿町 9-17	TEL 0949-22-0544 FAX 0949-22-0502	直方市,宮若市,鞍手郡
筑後地域	大牟田	〒836-8502 大牟田市小浜町 24-13	TEL 0944-53-3987 FAX 0944-53-3990	大牟田市,柳川市,みやま市
	久留米	〒830-0037 久留米市諏訪野町 2401	TEL 0942-33-7251(方面) TEL 0942-90-0234(安衛) TEL 0942-90-0235(労災) FAX 0942-33-7254	久留米市,大川市,朝倉市, 小郡市,うきは市,三井郡, 三潁郡,朝倉郡
	八女	〒834-0047 八女市稲富 132	TEL 0943-23-2121 FAX 0943-23-2123	八女市,筑後市,八女郡

総合労働相談コーナー

福岡労働局 総合労働相談コーナー	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 新館 4 階 指導課内	TEL 092-411-4764 FAX 092-411-4895
労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	上記県内の全ての労働基準監督署内に設置しています。 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナーをご利用ください。	

公共職業安定所（ハローワーク）所在地一覧

安 定 所 名		所 在 地	電話・FAX番号		管 轄
福岡地域	福 岡 中 央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂 1-6-19	TEL 092-712-8609 FAX 092-711-1192	福岡市中央区,博多区,城南区, 早良区,南区(那の川 1～2 丁目),糟屋郡(志免町,須恵町,宇美町)	
		赤坂駅前 庁 舎	〒810-0041 福岡市中央区大名 2-4-22		TEL 092-712-6508 FAX 092-781-0029
	福 岡 東	〒813-8609 福岡市東区千早 6-1-1	TEL 092-672-8609 FAX 092-672-3000	福岡市東区,宗像市,古賀市,福津市,糟屋郡(篠栗町,新宮町,久山町,粕屋町)	
	福 岡 南	〒816-8577 春日市春日公園 3-2	TEL 092-513-8609 FAX 092-574-6554	福岡市南区(那の川 1～2 丁目を除く),筑紫野市,春日市,大野城市,太宰府市,那珂川市	
	福 岡 西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南 3-8-10	TEL 092-881-8609 FAX 092-883-5871	福岡市西区,糸島市	
北九州地域	八 幡	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	TEL 093-622-5566 FAX 093-622-3144	北九州市八幡東区,八幡西区,中間市,遠賀郡	
		黒崎駅前 (Jmシティ) 庁舎	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎 3-15-3		TEL 093-622-5566 FAX 093-621-3941
	若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町 1-14-12	TEL 093-771-5055 FAX 093-751-5467	北九州市若松区	
	戸畑分庁舎	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6	TEL 093-871-1331 FAX 093-881-4026	北九州市戸畑区	
	小 倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町 1-11	TEL 093-941-8609 FAX 093-941-8631	北九州市小倉北区,小倉南区	
		門司出張所	〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18	TEL 093-381-8609 FAX 093-381-5875	北九州市門司区
	港湾労働課		〒801-0853 北九州市門司区東港町 6-49	TEL 093-321-0064 FAX 093-332-0394	
	行 橋	〒824-0031 行橋市西宮市 5-2-47	TEL 0930-25-8609 FAX 0930-23-8198	行橋市,京都郡,築上郡(築上町)	
		豊前出張所	〒828-0021 豊前市大字八屋 322-70	TEL 0979-82-8609 FAX 0979-83-4789	豊前市,築上郡(吉富町,上毛町)
	筑豊地域	飯 塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町 12-1	TEL 0948-24-8609 FAX 0948-28-7599	飯塚市,嘉麻市,嘉穂郡
直 方		〒822-0002 直方市大字頓野 3334-5	TEL 0949-22-8609 FAX 0949-24-2332	直方市,宮若市,鞍手郡	
田 川		〒826-8609 田川市弓削田 184-1	TEL 0947-44-8609 FAX 0947-46-1729	田川市,田川郡	
筑後地域	大 牟 田	〒836-0047 大牟田市大正町 6-2-3	TEL 0944-53-1551 FAX 0944-54-1540	大牟田市,柳川市,みやま市	
	久 留 米	〒830-8505 久留米市諏訪野町 2401	TEL 0942-35-8609 FAX 0942-33-6526	久留米市(城島町を除く),小郡市,うきは市,三井郡	
		大川出張所	〒831-0041 大川市大字小保 614-6	TEL 0944-86-8609 FAX 0944-86-3722	大川市,久留米市(城島町),三潁郡
	八 女	〒834-0023 八女市馬場 514-3	TEL 0943-23-6188 FAX 0943-24-5597	八女市,筑後市,八女郡	
	朝 倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺 480-3	TEL 0946-22-8609 FAX 0946-23-1359	朝倉市,朝倉郡	

ハローワーク付属施設一覧

ハローワーク付属施設等名	所 在 地	電話・FAX 番号	
マザーズハローワーク天神	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	TEL FAX	092-725-8609 092-741-0810
マザーズハローワーク北九州	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル 2 階	TEL FAX	093-522-8609 093-522-8619
ハローワーク久留米マザーズコーナー	〒830-0033 久留米市天神町 8 リバービル 5 階	TEL FAX	0942-31-9177 0942-35-5950
福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	TEL FAX	092-714-1556 092-717-6276
北九州新卒応援ハローワーク小倉	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル 2 階	TEL FAX	093-512-0304 093-531-1103
北九州新卒応援ハローワーク八幡	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	TEL FAX	093-622-6690 093-621-3531
福岡わかものハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	TEL FAX	092-726-5700 092-771-4745
福岡県中高年就職支援センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 5 階	TEL FAX	092-433-9211 092-414-1184
シニア・ハローワーク戸畑	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 8 階	TEL	093-871-1338
福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	TEL	092-716-8608
ハローワークプラザ福岡	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	TEL FAX	092-716-8609 092-716-2058
シティハローワークはかた	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所 1 階	TEL FAX	092-292-7980 092-473-1734
シティハローワークみなみ	〒815-0083 福岡市南区高宮 3-3-1 福岡市男女共同参画推進センター 「アミカス」1 階	TEL	092-791-2121
シティハローワーク・ウェルとばた	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 8 階	TEL FAX	093-882-5517 093-882-5580
久留米市ジョブプラザ	〒830-0022 久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2 階	TEL FAX	0942-30-9041 0942-30-9759
小都市ふるさとハローワーク	〒838-0142 小都市大板井 279-1 小都市体育館（1 階）	TEL FAX	0942-23-8425 0942-72-1915
柳川市ふるさとハローワーク	〒832-0828 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内	TEL FAX	0944-74-1288 0944-74-3196
宗像市ふるさとハローワーク	〒811-3436 宗像市東郷 1-1-1 宗像市役所内	TEL FAX	0940-36-1150 0940-36-1178
糸島市ふるさとハローワーク	〒819-1116 糸島市前原中央 2-14-14 旧糸島地区自治会館 1 階	TEL FAX	092-321-1610 092-321-1788
筑紫野市ふるさとハローワーク	〒818-0068 筑紫野市石崎 1-1-4 筑紫野市役所 別棟	TEL FAX	092-919-5562 092-922-3102

福岡労働局管内の労働基準監督署の管轄



福岡労働局管内の公共職業安定所の管轄





厚生労働省 福岡労働局

労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については
福岡労働局ホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

福岡労働局

検索

